

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (目論見書) (訂正事項分)

2006.08

1. この投資信託説明書 (目論見書) により行う「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月18日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場等の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (交付目論見書) (訂正事項分)

2006年8月

1. この投資信託説明書 (交付目論見書) により行う「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月18日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書 (交付目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書 (請求目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場等の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書（訂正事項分を含みます。）の「第一部 証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書（訂正事項分を含みます。）の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「(5)信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは本交付目論見書（訂正事項分）巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

- ・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由
平成18年8月18日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・TOPIXオープン投資信託説明書（交付目論見書）2006年2月」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。
- ・訂正箇所および訂正後の内容
原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部____は訂正部分を示します。

第一部 証券情報（原交付目論見書1～3ページ）

<訂正後>

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

（中略）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（中略）

(4) 発行価格

（中略）

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「(12) その他__その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「TOPX」の略称で掲載されず。）

(5) 申込手数料

お申込手数料（1万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は2.1%（税抜き2.0%）となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他__その他」の末尾をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位
一般コース	1万口以上	1万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

「投資信託定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「投資信託定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他__その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他__その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他__その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法等

（中略）

2)分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「投資信託定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとなることができですが、「自動けいぞく投資コース」_の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定

まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(中略)

日本以外の地域における発行(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

・原則として受益証券を保有することはできなくなります。

・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 信託約款の変更」(f)の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

— その他

(以下略)

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

(4) 分配方針(原交付目論見書 9 ページ)

<訂 正 後>

・収益の分配

毎決算時(毎年 1 回、原則として 11 月 19 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益*および売買益*(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については運用の基本方針に基づき運用を行います。

す。

* 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額。以下同じ。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

* 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

信託約款に基づく主な投資制限（原交付目論見書10ページ）

<訂正後>

(ト) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第24条）

1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

(チ) 信用取引の指図範囲（約款第25条）

2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(参考)「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(4) 主な投資制限(原交付目論見書14ページ)

<訂正後>

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

5 運用状況(原交付目論見書20~23ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

平成18年6月30日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券	日本	3,387,129,856	92.41
株価指数先物取引(TOPIX先物(買建))	日本	270,215,000	7.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,828,008	0.22
合計(純資産総額)	-	3,665,172,864	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考)りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	7,678,339,558	97.68
株価指数先物取引(TOPIX先物(買建))		174,845,000	2.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,392,183	0.10
合計(純資産総額)	-	7,860,576,741	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成18年6月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式 インデックス・ マザーファンド	2,400,347,145	1.4253	3,421,300,282	1.4111	3,387,129,856	92.41

*全1銘柄

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成 18 年 6 月 30 日現在

種別	取引所	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (TOPIX先物 (買建))	東京証券取引所	17	263,617,850	270,215,000	7.37
合計	-	17	263,617,850	270,215,000	7.37

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

* 株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) リソナ・日本株式インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成 18 年 6 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	214	1,615,960.42	345,815,530	1,600,000.00	342,400,000	4.36
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	48,500	6,042.58	293,065,450	5,990.00	290,515,000	3.70
3	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	249	932,524.09	232,198,499	969,000.00	241,281,000	3.07
4	日本	株式	キヤノン	電気機器	26,000	5,400.69	140,417,945	5,610.00	145,860,000	1.86
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	117	1,175,312.99	137,511,620	1,210,000.00	141,570,000	1.80
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	33,600	3,699.17	124,292,322	3,630.00	121,968,000	1.55
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	16,300	7,193.08	117,247,323	7,120.00	116,056,000	1.48
8	日本	株式	ソニー	電気機器	22,000	5,034.31	110,754,945	5,050.00	111,100,000	1.41
9	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	178	553,434.97	98,511,425	561,000.00	99,858,000	1.27
10	日本	株式	松下電器産業	電気機器	41,000	2,448.82	100,401,695	2,415.00	99,015,000	1.26
11	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	40,000	2,250.46	90,018,772	2,145.00	85,800,000	1.09
12	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	24,800	3,005.38	74,533,453	3,160.00	78,368,000	1.00
13	日本	株式	ミレアホールディングス	保険業	32	2,066,504.37	66,128,140	2,130,000.00	68,160,000	0.87
14	日本	株式	三菱地所	不動産業	26,000	2,301.71	59,844,463	2,430.00	63,180,000	0.80
15	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	73	811,454.06	59,236,147	850,000.00	62,050,000	0.79
16	日本	株式	三菱商事	卸売業	26,800	2,406.21	64,486,601	2,285.00	61,238,000	0.78
17	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	343	178,600.59	61,260,002	168,000.00	57,624,000	0.73
18	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,800	4,046.33	59,885,684	3,770.00	55,796,000	0.71
19	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	44,200	1,366.68	60,407,256	1,250.00	55,250,000	0.70
20	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	124,000	420.70	52,166,932	433.00	53,692,000	0.68
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	65,103	766.30	49,888,454	756.00	49,217,868	0.63
22	日本	株式	ジェイエフイーホールディングス	鉄鋼	10,000	4,669.70	46,697,083	4,850.00	48,500,000	0.62
23	日本	株式	オリックス	その他金融業	1,700	31,386.03	53,356,258	27,950.00	47,515,000	0.60

24	日本	株式	T & Dホールディングス	保 険 業	5,100	8,217.24	41,907,967	9,250.00	47,175,000	0.60
25	日本	株式	関西電力	電 気 ・ ガ ス 業	17,600	2,634.05	46,359,347	2,560.00	45,056,000	0.57
26	日本	株式	アステラス製薬	医 薬 品	10,500	4,325.70	45,419,935	4,200.00	44,100,000	0.56
27	日本	株式	東芝	電 気 機 器	59,000	739.42	43,626,112	747.00	44,073,000	0.56
28	日本	株式	住友信託銀行	銀 行 業	35,000	1,144.98	40,074,648	1,250.00	43,750,000	0.56
29	日本	株式	三井物産	卸 売 業	27,000	1,632.25	44,070,851	1,616.00	43,632,000	0.56
30	日本	株式	三井住友海上火災保険	保 険 業	30,000	1,411.18	42,335,630	1,437.00	43,110,000	0.55

* 上位30銘柄

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 18 年 6 月 30 日現在

種類	地域	業種	投資比率 (%)
株式	日本	銀行業	13.97
		電気機器	13.55
		輸送用機器	8.38
		化学	5.32
		情報・通信業	4.43
		卸売業	4.22
		機械	4.17
		電気・ガス業	4.05
		医薬品	4.03
		小売業	3.75
		陸運業	3.21
		保険業	2.82
		鉄鋼	2.68
		食料品	2.67
		証券、商品先物取引業	2.49
		不動産業	2.45
		その他金融業	2.21
		建設業	2.15
		その他製品	1.63
		サービス業	1.41
		非鉄金属	1.21
		精密機器	1.17
		繊維製品	1.14
		ガラス・土石製品	1.10
		石油・石炭製品	0.70
		金属製品	0.57
ゴム製品	0.48		
海運業	0.47		
パルプ・紙	0.41		
空運業	0.35		
倉庫・運輸関連業	0.23		
鉱業	0.20		
水産・農林業	0.09		
合計			97.68

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成 18 年 6 月 30 日現在

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	東京証券取引所	11	173,151,550	174,845,000	2.22
合計	-	11	173,151,550	174,845,000	2.22

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

* 株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成 18 年 6 月 30 日(直近日)現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当りの純資産額)の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成17年11月21日)	1,521	1,521	13,850	13,850
第2中間計算期間末 (平成18年5月21日)	3,669	3,669	14,856	14,856
平成17年6月末日	798	-	10,666	-
7月末日	880	-	10,914	-
8月末日	699	-	11,496	-
9月末日	815	-	12,798	-
10月末日	1,295	-	13,125	-
11月末日	1,702	-	13,919	-
12月末日	2,131	-	14,917	-
平成18年1月末日	2,426	-	15,464	-
2月末日	2,528	-	14,997	-
3月末日	3,550	-	15,680	-
4月末日	3,774	-	15,574	-
5月末日	3,565	-	14,333	-
6月末日	3,665	-	14,395	-

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(H16.11.19~H17.11.21)	0
第2期中間計算期間(H17.11.22~H18.5.21)	0

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(H16.11.19~H17.11.21)	38.5
第2期中間計算期間(H17.11.22~H18.5.21)	7.26

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第 1 期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（1 万口当たり 10,000 円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書 2 4 ページ）

「(1) 申込（販売）手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等（原交付目論見書 2 5 ページ）

<訂 正 後>

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとし、

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約の場合の 1 万口当りの手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の 10%）を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて計算された価額とします。

解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

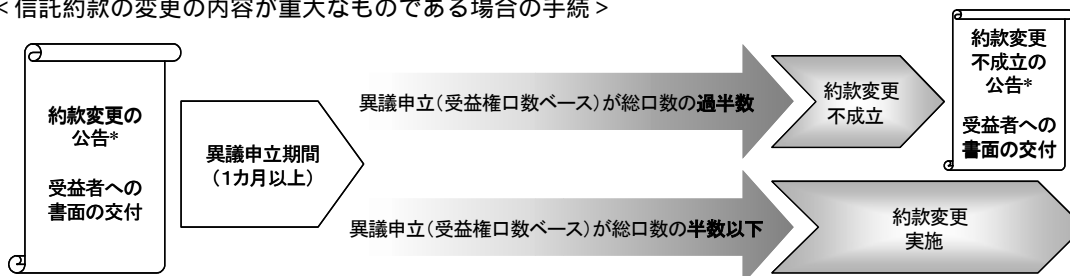
7 管理及び運営の概要（原交付目論見書 25 ページ）

<訂正後>

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 2. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 2. の書面の交付を原則として行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

<訂正後>

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期中間計算期間（平成16年11月19日から平成17年5月18日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成16年11月19日から平成17年5月18日まで）及び第2期中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

1 中間財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 中間貸借対照表

科目	第1期中間計算期間末 (平成17年5月18日現在)	第2期中間計算期間末 (平成18年5月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	31,978,462
コール・ローン	2,542,534	365,236,165
親投資信託受益証券	729,208,980	3,282,530,631
派生商品評価勘定	-	955,800
未収入金	-	19,000,000
未収利息	-	30
差入委託証拠金	-	24,805,000
流動資産合計	731,751,514	3,724,506,088
資産合計	731,751,514	3,724,506,088
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	14,547,850
未払解約金	-	32,413,087
未払受託者報酬	198,220	1,372,364
未払委託者報酬	991,056	6,861,741
その他未払費用	9,853	68,557
流動負債合計	1,199,129	55,263,599
負債合計	1,199,129	55,263,599
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	737,721,081	2,469,804,306
剰余金		
中間期末剰余金	2,831,304	1,199,438,183
(分配準備積立金)	(-)	(131,312,327)
純資産合計	730,552,385	3,669,242,489
負債・純資産合計	731,751,514	3,724,506,088

(2) 中間損益及び剰余金計算書

科目	第1期中間計算期間	第2期中間計算期間
	自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	8	1,520
有価証券売買等損益	24,693,020	84,889,164
派生商品取引等損益	-	14,409,600
営業収益合計	24,693,012	99,300,284
営業費用		
受託者報酬	198,220	1,372,364
委託者報酬	991,056	6,861,741
その他費用	9,853	68,557
営業費用合計	1,199,129	8,302,662
営業利益金額又は営業損失金額()	25,892,141	90,997,622
経常利益金額又は経常損失金額()	25,892,141	90,997,622
中間純利益金額又は中間純損失金額()	25,892,141	90,997,622
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,127,081	69,294,882
期首剰余金	-	422,906,991
剰余金増加額	34,608,309	1,063,213,764
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)	(34,608,309)	(1,063,213,764)
剰余金減少額	4,757,783	308,385,312
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)	(4,757,783)	(308,385,312)
分配金	-	-
中間期末剰余金	2,831,304	1,199,438,183

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	第2期中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計算基準
3. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年11月19日（設定日）から平成17年11月21日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成16年11月19日から平成17年5月18日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年11月22日から平成18年5月21日となっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要（原交付目論見書32ページ）

「第3 内国投資信託受益証券事務の概要」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

原交付目論見書巻末に添付しております約款は下記の通り変更されます。以下は新旧対照表のみを記載しております。

「りそな・TOPIXオープン」 約款

新	旧
<p>運用の基本方針 運用制限</p> <p>(6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>	<p>運用の基本方針 運用制限</p> <p>(6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>
<p>【同一銘柄の転換社債等への投資制限】</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「<u>転換社債型新株予約権付社債</u>」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>【信用取引の指図範囲】</p> <p>第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および<u>転換社債型新株予約権付社債の新株予約権</u>の行使により取得可能な株券 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券 	<p>【同一銘柄の転換社債等への投資制限】</p> <p>第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの(以下「<u>転換社債等</u>」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>【信用取引の指図範囲】</p> <p>第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および<u>新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り)</u>の行使により取得可能な株券 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】</p>	<p>【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】</p>

<p>第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>	<p>第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。</p>
<p>【付則】 第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。 受益者が第21頁の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p>	<p>(新設)</p>

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。また、下記の約款変更の内容については、適用開始日に有効となる他の約款変更の関係等で、今後変更される場合があります。

下線部は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年8月19日現在の約款の内容)
<p>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第5条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については52,143,988口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② <u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)</u>及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)<u>。</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合</u></p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第5条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>【受益権の分割および再分割】 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については52,143,988口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>【受益証券の発行および種類】 第10条 <u>委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。</u></p> <p><u>委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券および1億口券の5種類とします。</u></p>

を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 11 条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、保護預り契約および自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読みかえるものとします。)にしたがう契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまた

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 11 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がそのむねを受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位および価額】

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

<新設>

は予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれま
す。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第14条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 <略>

<以下現行約款第20条から第42条まで各条を4条繰上げ>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数につ

【無記名式の受益証券の再交付】

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第19条 <略>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第46条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、

いて、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

<略>

<略>

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<削除>

<削除>

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については**第39条第4項**に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については**第39条第5項**に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する

あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については**第43条第4項**に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については**第43条第5項**に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、

預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第42条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益権をもって行うものとします。

～ <略>

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第44条 <略>

第45条～第49条<略>

【反対者の買取請求権】

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融

償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

<新設>

【信託契約の解約】

第47条 <同左>

<以下現行約款第48条から第52条まで各条を3条繰上げ>

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

機関が協議の上、決定するものとします。

【公告】

第51条 <略>

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 <略>

(付則)

第1条 第39条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約

	<p><u>款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</u></p> <p><u>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。</u></p> <p><u>委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。</u></p> <p><u>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p><u>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</u></p>
--	--

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (請求目論見書) (訂正事項分)

2006.08

1. この投資信託説明書 (請求目論見書) により行う「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月18日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書 (請求目論見書) は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場等の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

投資信託説明書 (請求目論見書) の訂正理由

平成18年8月18日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・TOPIXオープン (請求目論見書) 2006年2月」(以下「原請求目論見書」といいます。) の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部 は訂正部分を示します。

第2 手続等

1 申込 (販売) 手続等 (原請求目論見書 1 ~ 2 ページ)

「1 申込 (販売) 手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録

を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

<訂正後>

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- (1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (5) 一部解約の場合の 1 万口当りの手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の 10%）を差し引いた金額となります。
- *「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。
- (6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (8) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権

へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要（原請求目論見書 3～8 ページ）

<訂正後>

(2) 保管

受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

（中略）

(5) その他

ファンドの受益権は平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度に移行する予定であり、当該制度への移行に際し、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更が成立した場合、信託約款の変更内容に基づき受益証券にかかる以下の記載内容が削除・変更されます。

信託約款の変更

（中略）

7.委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものととして上記 2. から 5. までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、2. の書面の交付を原則として行いません。

2 受益者の権利等（原請求目論見書 8～9 ページ）

「収益分配金に対する請求権」5) の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

（注）ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書10～39ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期中間計算期間(平成16年11月19日から平成17年5月18日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期中間計算期間(平成17年11月22日から平成18年5月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (3) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成16年11月19日から平成17年5月18日まで）及び第2期中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書


平成17年7月15日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIX オープンの平成16年11月19日から平成17年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIX オープンの平成17年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年11月19日から平成17年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年7月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成17年11月22日から平成18年5月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成18年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年11月22日から平成18年5月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 中間財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 中間貸借対照表

科目	第1期中間計算期間末 (平成17年5月18日現在)	第2期中間計算期間末 (平成18年5月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	31,978,462
コール・ローン	2,542,534	365,236,165
親投資信託受益証券	729,208,980	3,282,530,631
派生商品評価勘定	-	955,800
未収入金	-	19,000,000
未収利息	-	30
差入委託証拠金	-	24,805,000
流動資産合計	731,751,514	3,724,506,088
資産合計	731,751,514	3,724,506,088
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	14,547,850
未払解約金	-	32,413,087
未払受託者報酬	198,220	1,372,364
未払委託者報酬	991,056	6,861,741
その他未払費用	9,853	68,557
流動負債合計	1,199,129	55,263,599
負債合計	1,199,129	55,263,599
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	737,721,081	2,469,804,306
剰余金		
中間期末剰余金	2,831,304	1,199,438,183
(分配準備積立金)	(-)	(131,312,327)
純資産合計	730,552,385	3,669,242,489
負債・純資産合計	731,751,514	3,724,506,088

(2) 中間損益及び剰余金計算書

科目	第1期中間計算期間	第2期中間計算期間
	自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	8	1,520
有価証券売買等損益	24,693,020	84,889,164
派生商品取引等損益	-	14,409,600
営業収益合計	24,693,012	99,300,284
営業費用		
受託者報酬	198,220	1,372,364
委託者報酬	991,056	6,861,741
その他費用	9,853	68,557
営業費用合計	1,199,129	8,302,662
営業利益金額又は営業損失金額()	25,892,141	90,997,622
経常利益金額又は経常損失金額()	25,892,141	90,997,622
中間純利益金額又は中間純損失金額()	25,892,141	90,997,622
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,127,081	69,294,882
期首剰余金	-	422,906,991
剰余金増加額	34,608,309	1,063,213,764
(当中間期追加信託に伴う剰余金増加額)	(34,608,309)	(1,063,213,764)
剰余金減少額	4,757,783	308,385,312
(当中間期一部解約に伴う剰余金減少額)	(4,757,783)	(308,385,312)
分配金	-	-
中間期末剰余金	2,831,304	1,199,438,183

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	第2期中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年11月19日(設定日)から平成17年11月21日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成16年11月19日から平成17年5月18日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年11月22日から平成18年5月21日となっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間末 (平成17年5月18日現在)	第2期中間計算期間末 (平成18年5月21日現在)
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0039円 (10,000口当たり純資産額 10,039円)	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,469,804,306口 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4856円 (10,000口当たり純資産額 14,856円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	第2期中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 198,220 円	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,372,364 円

(重要な後発事象に関する注記)

第1期中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	第2期中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期中間計算期間 自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	第2期中間計算期間 自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
期首元本額 52,143,988円	期首元本額 1,098,539,546円
期中追加設定元本額 812,620 125円	期中追加設定元本額 2,097,006,321円
期中一部解約元本額 137,043,032円	期中一部解約元本額 725,741,561円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期中間計算期間(自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日)

該当事項はありません。

第2期中間計算期間(自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間(自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日)

該当事項はありません。

第2期中間計算期間(自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月 21日)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

科 目	(平成17年5月18日現在)	(平成18年5月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産		
コール・ローン	261,959,901	441,153,254
株式	1,743,800,552	5,687,021,973
派生商品評価勘定	-	416,850
未収入金	14,300	8,756,200
未収配当金	8,571,612	20,955,451
未収利息	7	12
差入委託証拠金	12,560,000	22,745,000
資産合計	2,026,906,372	6,181,048,740
負債		
派生商品評価勘定	11,286,297	176,050
未払金	-	403,376,674
未払解約金	-	19,000,000
負債合計	11,286,297	422,552,724
元本	2,073,304,609	3,954,550,955
剰余金又は欠損金()	57,684,534	1,803,945,061
純資産合計	2,015,620,075	5,758,496,016
負債・純資産合計	2,026,906,372	6,181,048,740

重要な会計方針

項目	自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>	同左
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)受取配当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
3. その他	<p>貸借対照表の状況は、ファンドの計算期間末の平成17年5月18日現在であります。</p> <p>なお、当計算期間は平成16年5月20日から平成17年5月19日までとなっております。</p>	<p>貸借対照表の状況は、ファンドの計算期間末の平成18年5月21日現在であります。</p> <p>なお、当計算期間は平成17年5月20日から平成18年5月19日となっております。</p>

注記事項

貸借対照表関係

	(平成17年5月18日現在)	(平成18年5月21日現在)
本半期報告書における開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	1,287,992,367 円	2,301,436,242 円
同期中における追加設定元本額	851,525,017 円	2,056,750,239 円
同期中における一部解約元本額	66,212,775 円	403,635,526 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・TOPIXオープン	750,060,667 円	2,254,175,684 円
りそな・TOPIXインデックス・オープン	1,286,132,820 円	1,197,395,772 円
りそな・日本株式インデックス・ファンド*	37,111,122 円	64,498,411 円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	-	209,894,630 円
SG 日本株式インデックスVAT (適格機関投資家限定)	-	228,586,458 円
計	2,073,304,609 円	3,954,550,955 円

(1口当たり情報)

自 平成16年11月19日 至 平成17年 5月18日	自 平成17年11月22日 至 平成18年 5月21日
1口当たり純資産額 0.9722円 (1万口当たり純資産額 9,722円)	1口当たり純資産額 1.4562円 (1万口当たり純資産額 14,562円)

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。
純資産額計算書

平成18年6月末日

	円
資産総額	3,682,052,522
負債総額	16,879,658
純資産総額 (-)	3,665,172,864
発行済数量 (口)	2,546,157,654
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	1.4395 (14,395)

(参考)

りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況
純資産額計算書

平成18年6月末日

	円
資産総額	8,535,202,201
負債総額	674,625,460
純資産総額 (-)	7,860,576,741
発行済数量 (口)	5,570,471,664
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	1.4111 (14,111)

第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書39ページ)

全文が、以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成16年11月19日～平成17年11月21日)	1,996,656,088	898,116,542
第2期中間計算期間 (平成17年11月22日～平成18年5月21日)	2,097,006,321	725,741,561

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。